

第1回～3回の審議概要と第4回協議会の審議方針

1 第1～3回の協議会の審議概要

京都市では、公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指している。このため、本協議会における駐車施設整備の方針も、新規の駐車施設整備に依存せず、既存の駐車施設の有効活用や適正な配置誘導を推進することとしている。

【第1回】

- 京都市の駐車施設に関する計画を、以下の方向で改定することを確認した。
 - (1) 現況及び将来の駐車需要に対応させる。
 - (2) 公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を図るものとする。

【第2回】

- 基本計画では「既存駐車施設の有効利用や適正配置を目指し、必要な量・質の確保を図る」という改定の基本的な考え方と、駐車場整備地区は変更する必要がないということを確認した。
- 整備計画では改定の4つのポイントとなる施策である「自動二輪車の対策」、「荷捌き車両の対策」、「附置義務制度のあり方の検討」、「小規模駐車施設の現状把握」について確認した。

【第3回】

- 基本計画の改定において、「日常生活や業務、物流等の観点から、まちに自動車交通は必要であるという前提で、既存の駐車施設の有効活用、配置誘導を目指す」という駐車場施策の方向性を確認した。
- 駐車場施策の方向性に基づいて、整備主体別(公共・民間)、車種別(自動二輪車、荷捌き車両、観光バス)、エリア別(歴史的都心地区・駐車場整備地区、観光地、交通結節点)、都市交通(路線別)の視点により、駐車施設の現状を整理し、今後の方針を審議した。

2 第4回協議会の審議方針

基本計画と整備計画の関係 【資料-2】

基本計画に掲載すべき項目(案)について 【資料-3】

【資料-2】

- 第3回までの協議会の審議の中で示された、基本計画改定の方向性に沿って作成した、「基本計画に掲載すべき項目」の整理結果を確認し、構成について議論する。
- 「駐車場整備地区における整備計画」の項目については、駐車場法の中で指定されている。「基本計画に掲載すべき項目」と整備計画の項目の関係を明確にすることで、整備計画が基本計画の中で果たす役割、位置づけを議論する。

【資料-3】

- 整理された「基本計画に掲載すべき項目」の具体的な内容について、その項目の妥当性、必要性について議論する。

【参考資料-3】

- 他都市の事例を参考に、それらの駐車場施策の京都市における適用可能性を議論する。